

総務文教常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・ 9月定例会付託案件の審査
- ・ 市政一般における本委員会の所管事項について
- ・ 閉会中継続審査の申し出について

1. 開会及び閉会の日時

9月13日 午前10時00分 開会

9月13日 午前11時54分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 雨 池 弘 之	副委員長 今 藤 久 之
委員 嶋 村 信 之	委員 島 崎 清 孝
委員 堺 武 夫	委員 開 田 哲 弘

1. 欠席委員（なし）

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 夏 野 修	副市長 齊 藤 一 夫
企画総務 部 長 今 井 潔	庄 川 支 所 長 川 島 ひとみ
会 計 管 理 者 南 佳 子	企画総務部次長 総務課長 堀 池 純 一
企画総務部次長 財政課長 構 富 士 雄	砺波消防署長 石 田 忠 弘
企画調整課長 坪 田 俊 明	税務課長 菊 池 紀 明
教 育 長 山 本 仁 史	教育委員会 事務局長 畑 進
教育委員会事務局次長 教育総務課長 森 田 功	教育委員会事務局次長 生涯学習課長 平 木 宏 和

こども課長 横 山 昌 彦

砺波図書館長 小 西 喜 之

監 査
事務局長 千 秋 由美子

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 有 澤 哲 郎

主 幹
議事係長 石 黒 哲 康

主 幹
調査係長 篠 島 彰 宏

議事係・調査係主査 山 田 なつ紀

1. 会議の経過

午前10時00分 開会

(9月定例会付託案件の審査)

○**雨池委員長** ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

本定例会において当委員会に付託されましたのは、案件2件であります。

これより議案第12号 令和元年度砺波市一般会計補正予算（第3号）所管部分外1件について審査をいたします。

初めに、補正予算の内容について当局からの説明を受けます。

坪田企画調整課長。

○**坪田企画調整課長** おはようございます。

企画調整課の案件は1件であります。

それでは、議案第12号 令和元年度砺波市一般会計補正予算（第3号）の当課所管の部分について御説明を申し上げます。

国際交流事業では、予算額150万円を計上いたしております。これは、チューリップなどによるまちづくりを推進している世界チューリップサミットに参加するとともに、姉妹都市交流について協議する目的でオランダ、リッセ市などを訪問するものであり、主な予算の内訳といたしましては、訪問時の通訳等の報償費、市長及び随行者の国内、国外の旅費、そのほかに交流用の記念品、日本との連絡に必要な電子機器などの借り上げ代、それからサミット参加負担金などを計上しているものでございます。

世界チューリップサミットでは、チューリップフェアを世界に向けて改めて情報発信するとともに、世界の名立たる公園などの取り組みを拝聴するなど、第69回、そして第70回フェアの参考としたいというふうに考えております。

また、リッセ市では、中断している中学生の交流を含め、今後の交流について意見を交わし、姉妹都市交流が両市民にとって意義のあるものにしたというふうに考えております。

企画調整課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**雨池委員長** 構財政課長。

○**構財政課長** 私からは、財政課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

財政管理費につきましては、6月下旬に法務省から深江1丁目にあった旧砺波区検察庁の跡地の譲与を受けましたことから、周辺施設であります出町中学校や砺波体育センターの駐車場として活用するため、その整備費用として、舗装、フェンス設置等の工事費のため追加の補正予算をお願いするものでございます。

財政課からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**雨池委員長** 森田教育総務課長。

○**森田教育総務課長** 教育総務課からは、補正予算案件の所管部分について御説明申し上げます。

小学校児童就学奨励費のうち、児童就学援助費につきましては、経済的な理由により就学が困難な学齢児童の保護者に対し、必要な経費の一部を市が扶助しているもので、当初予算の見込みに対して25人分の増となったため、また、国の標準単価及び国庫補助限度単価の改定があり、これに合わせて市の就学援助費の支給単価等の改定を行ったことから扶助費の不足が見込まれることから、その額、248万円を追加して補正をお願いするものです。

次に、中学校教育振興補助費につきましては、新潟県で開催された北信越中学校総合競技大会に出場する中学生に対して交通費等の補助を行っておりますが、当初予算を上回る出場となったこと、また、新たに北信越大会において優秀な成績をおさめ、近畿ブロックで開催された全国中学校体育大会に出場する生徒に対する補助が新たに必要となったことから、その不足する額160万円について、追加して補正をお願いするものであります。

次に、中学校生徒就学奨励費のうち、生徒就学援助費につきましては、小学校児童就

学奨励費と同様に、当初予算で見込んでおりました人数に対して13人分の増となったことから、また、援助費の支給単価等の改定を行ったことにより扶助費が不足することが見込まれ、その額233万円を追加して補正をお願いするものです。

教育総務課からは以上です。よろしくお願いいたします。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 引き続きまして、こども課から補正予算の所管分の案件について御説明申し上げます。

地域児童対策費につきましては、出町小学校区放課後児童教室の増築工事の実施設計の業務委託であります。

出町小学校区放課後児童教室につきましては、現在、1、2年生を中心に40名程度を受け入れしているところ、利用希望者の増員に伴い、支援単位の40人分の1教室、増やすこととし、3年生以上の受け入れを可能とするためのものであり、建設に向けて実施設計費用の委託料として400万円の補正予算をお願いするものであります。

次に、母子寡婦等福祉対策費につきましては、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方々に対しまして、今年度において児童扶養手当に上乘せをして、臨時の特別給付金を支給するために、52万5,000円の追加補正をお願いするものであります。なお、財源につきましては、全額を国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金を充てるものであります。

次に、保育所費につきましては、市内の事業者さんから児童福祉に役立てていただきたい旨の寄附申し込みがあり、保育所等への備品購入の費用といたしまして30万円の追加補正をお願いするものであります。

こども課からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○雨池委員長 平木生涯学習・スポーツ課長。

○平木生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課からは、補正予算案件の所管部分について御説明を申し上げます。

公民館費につきましては、地区公民館分館等建設補助金におきまして、新富町会館の改築並びに中野5、6区公民館、苗加西部公民館及び新千代公民館の改修申し出があったことから、規定に基づき、交付する補助金額に不足いたします239万6,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、体育施設費につきましては、砺波総合運動公園で使用しておりました乗

用スイーパー、スイーパーとは刈り取った芝を集める集草機のことですが、これが故障し、修理不能で施設管理に支障となっているため購入しようとするもので、必要な備品購入費の390万円の追加をお願いするものでございます。

生涯学習・スポーツ課からは以上でございます。

○雨池委員長 小西砺波図書館長。

○小西砺波図書館長 砺波図書館からは、補正予算の所管部分について御説明いたします。

図書館運営活動費につきましては、視覚障害者向け朗読CDの購入に役立てていただきたい旨の寄附申し込みがありました。図書等購入費の費用50万円の追加補正をお願いするものであります。

図書館からは以上であります。よろしく申し上げます。

○雨池委員長 以上で説明は終わりましたので、付託案件に対する質疑に入ります。

それでは、発言される方はどうぞ。

嶋村委員。

○嶋村委員 それでは、市有財産管理費1,100万についてお尋ねしたいと思います。

今ほど説明がございましたけれども、駐車場として利用するというので、全体の、この検察庁の跡地においては46台の駐車場を確保するというのでございました。そこで、現在、この体育館、あるいは、中学校等における駐車台数に対して、プラス46でどの程度まで大きな行事等があった場合における対応が可能なのかということ、1点目。

それから、2点目は、消雪機能はどうなっているかということ。

それから、図面、いただきましたけれども、この駐車スペースの基準というもの、どういう形で決められて46台になったのか、その点について3点お願いいたしたいと思います。

○雨池委員長 構財政課長。

○構財政課長 嶋村委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、駐車場がどの程度、今回整備することによってクリアされるのかということですが、現実的には、今まで通常であれば、出町中学校並びに砺波体育センターは職員用では対応できておりました。しかしながら、特別な行事等が入った場合には何らかの形で代替駐車場を用意しなければならないということで、対応する施設として考えております。したがって、どの程度といいますと、具体的な数字等はお示しする

ことはできないわけですが、主催者側が、例えばその駐車場を活用して、逆に通常利用している駐車場にほかの利用者が駐車するといった形での対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の消雪装置等につきましては、今ほど申し上げましたように、通常は鎖等で閉鎖し、特別な行事等があった場合に利用するという形で対応したいというふうに考えております。したがって、消雪装置等のメンテナンスといえますか、ランニングコストのかかるような施設等については設置しない考え方でおります。

3番目は基準でございますが、通常の基準で、私、具体的な数字までは記憶しておりませんが、幅が2.5メートル、長さが5メートル、あと、通路の幅という基準がございます。その基準に基づいて、今回、駐車場を整備したものでございます。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 今の3点目について理解をしたわけですが、あわせて、現在、例えば市役所の駐車を見ても、今の基準を満たさない、そういうスペースもあるかと思うので、この機会に、だんだん高齢化とあわせて駐車におけるトラブル等も起きてきているような感じがするものですから、その辺もまた見直しも含めて御検討をいただきたいということを要望しておきます。

以上であります。

○雨池委員長 要望ですね。

嶋村委員。

○嶋村委員 引き続きまして、地域児童対策費、今回、400万円についてでございます。

これは、説明もございましたように、出町小学校の放課後児童クラブ、3年生以上40名ということでございますが、この40名ということで対応可能なかどうか、その点、まずお尋ねしたいと思います。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 今ほどの嶋村委員の御質問にお答えいたします。

今回の出町小学校放課後児童教室の増築に伴います実施設計の委託部分で、40名の増員を見越してのということでございますが、今回、既存の施設プラス増築の分については、145平米余りの面積を今計算しております。40名部分につきましては、居住スペース、生活スペースとして1人当たり約2平米ぐらいを予定しており、その他とし

て、廊下であったり、玄関であったり、トイレであったりという部分がございます。そのようなことを含め、40名を収容できるようなスペースではあるかというふうに理解しているところでございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 今回、実施設計ということでございますので、実際の建物というのはこれからだと思いますが、どういう計画で完成の予定なのか、その辺の見込みをお聞かせください。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 現在、形状などの具体的な分につきましては、実施設計の段階で、放課後児童教室の運営委員会の方々や日々子どもたちのお世話をいただいております支援員の方々等の御意見をいただきながら、子どもたちが有意義に放課後を過ごすような形状を求めていきたいと思っております。

なお、今後のスケジュール等につきましては、建設に当たりましては国の補助事業等を上手に活用することといたしますので、実施設計の段階で県の関係課と調整をしながら進めてまいりたいと。新年度において着工、建築できればというふうに考えているところでございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 あわせて、放課後児童クラブの運営上、やはり課題になっているのは支援員だと思います。支援員の確保について、手だてといたしますか、どういう形の支援員を確保するための方策をとられるのか、お尋ねしたいと思います。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 今ほどの御質問でございますが、今年度におきまして、放課後児童クラブ運営委員の皆様に対する処遇改善的な部分で、賃金等のベースアップ等の対応をしたところでございます。しかしながら、人員の確保、支援員の確保に向けては、全て満足がいつているような状態ではないというふうには認識しておりまして、引き続き丁寧に支援員の確保に努めてまいりたいなというふうには思います。

以上です。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 皆で8放課後児童クラブがあるわけでございますが、それぞれの努力によりまして人員が確保されているわけでございます。そこで、出町ということですが、それ

以外にも不足しているところもあるかなというふうに向っております。その辺の計画について、どういうふうなお考えをお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 少子化の流れの中で、各小学校区においても子どもの数の減少率にはそれぞれ差がございます。それぞれの小学校区の教室の増築であったり等につきましては、これは今後も小学校によつての減少率の差、違いによつて、一概に増築であったりということの方向性は打ち出せないんだというふうには考えております。ただ、それぞれの個別の対応は必要になってくるのかなというふうには考えております。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 もう一点でございますけれども、1人当たりの平米数の基準といたしますか、砺波市の場合は放課後児童クラブ育成事業の設備及び運営に関する基準を定めており、1.65平米ということでございます。これは国の基準だと思いますが、砺波はもう少しスペース的に余裕があつていいんじゃないかなろうかという思いをしているわけですが、実際、運営上において、この1.65という1つの基準でうまく運営しているか、その辺のことについてお尋ねしたいと思います。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 私ども、基準上は、条例上は国の基準を準用し、1人当たり1.6平米というふうにしております。ただ、現実的に運用の中では、建設費であったり、受け入れの段階では1人頭2平米というような余裕を持った運用をとっているところでございます。

以上です。

○雨池委員長 ほかにございませんか。

開田委員。

○開田委員 保育所費30万についてお伺いします。

寄附があつたということで、備品を購入するということでもあります。30万円でできる範囲というのはすごく限られてくるわけですが、こちらのほうはどのような感じで備品購入というものを考えているのか、お聞かせください。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 開田委員の御質問にお答えいたします。

今ほどの御質問の部分で、30万円の備品でどのようなところにどのようなものと

いうふうなことでございます。購入を考えている備品については、バランスストーンと申しまして、子どもたちが体感、バランスを養うための運動遊びの一種でございます。子どもが好きなカラフルな色使いで、保育室でも廊下でも、また、遊戯室でも使える、持ち運びができ、また、パーツを接続することで遊びの場も広がるものでございます。

なお、30万円の予算の中で、現在は青島保育所ともう一つの保育所に納入したいというふうに考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 開田委員。

○開田委員 今、保育所を2カ所ということなんですけれども、ほかの保育所には既にそういうものがあるのか、今後、どこか順番にまたやっというのか、そういう考えはありますか。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 現時点でも寄附があるなしにかかわらず、保育所、認定こども園等において必要な備品については当初予算のほうで見ているところでございます。今回、児童福祉に役立てていただきたいという寄附申し込みに際して、保育所においてこういうようなバランスストーンがないところの保育所に配置、設置をするものでございます。

また、ほかの保育所においてもこういうバランスストーンであったり、バランス平均台というのはございます。決められた予算の中で計画的に配置できればというふうに考えております。

以上です。

○雨池委員長 よろしいですか。

嶋村委員。

○嶋村委員 それでは、小学校の児童就学奨励費248万円についてお尋ねしたいと思っています。

今も説明がございましたように、25名が増になったということでございます。そこで、少し調べておりましたら、平成27年には、小学校で準要保護・要保護児童数は188名、現在8月末でございますが、令和元年は233名ということで、増えてきております。ただ、幸いにして要保護児童数というものはゼロというふうに伺っているわけでございます。

そこで、このように増えてきているその辺の背景についてどのように捉えていられ

やるか、まずお尋ねしたいと思います。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 嶋村委員の御質問にお答えいたします。

対象となる世帯につきましては、基本的には経済的な理由により就学が困難な家庭とされており、生活するために必要な額につきまして調査いたしまして、世帯全員の収入額が必要な額に対して1.2倍未満の家庭について支給対象となっております。また、児童扶養手当の支給世帯についても対象となっておりまして、児童扶養手当の支給世帯、または収入の全体での支給が個別世帯になっていると、ひとり親になっているような家庭とか、そういった家庭が増えてきているという状況がこの手当の増額になっているというふうに考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 それでは、引き続き中学生のほうも当然該当する生徒がいるわけでございます。予算に関する説明におきましては、230万円見てあるわけでございます。これにつきまして、13名増ということで、中学校におきましては、比較してもそんなに増減がないんじゃないかと思っているわけでありますので、その辺の支援が十分配慮されているかなという思いはいたしておりますので、先ほど小学校のことでお聞きいたしましたので、今後とも小中学校とも就学奨励費の児童に対する学習指導体制については、十分御配慮いただきますことを要望しておきます。

以上であります。

○雨池委員長 堺委員。

○堺委員 地区公民館分館等建設補助金の説明をいただきました。それで、市内全域の地区公民館の分館の把握をされているのかということと、なぜ今ごろ、当初でなくて補正でこれだけが固まるのかということをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○雨池委員長 平木生涯学習・スポーツ課長。

○平木生涯学習・スポーツ課長 ただいまの堺委員の御質問にお答えをいたします。

市内には、地区公民館分館という定義をしております各地区の下にありますそういった自治公民館は178ございます。あと、もう一つのこの時期に何でこれだけの建設の補助の申し出があったかということでございますが、10月より消費税が上がるということも原因の一つではないかというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○雨池委員長 塚委員。

○塚委員 この件については了解しました。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 図書館運営費50万円についてお尋ねいたします。

先ほど説明がございましたように、指定寄附ということで、視聴覚図書としての寄附と伺ってございますが、まず、この視聴覚図書としてどういう機能を持っているのか、今回購入しようとするその機能というのはどのような図書なのか、説明をお願いいたします。

○雨池委員長 小西砺波図書館長。

○小西砺波図書館長 嶋村委員の質問にお答えいたします。

朗読CDにつきましては、有名な名作小説とか、落語、ラジオ深夜便とかのCDを取りそろえております。音楽CDとか、そういうものではなくて、本に関係あるものをCD化したものをそろえているという形になります。

以上です。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 今少しCDと小説、落語ということでございましたけれども、現在、砺波図書館としてそういう視聴覚障害がある方についてどの程度の事柄が整備されているか、お尋ねいたします。

○雨池委員長 小西砺波図書館長。

○小西砺波図書館長 今、CDの所有枚数につきましては、350タイトル用意しております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 そうしますと、CDの350枚以外は特になく、例えば視聴覚でありますから、点字的なそういうような図書的なものはどうなんでしょうか。

○雨池委員長 小西砺波図書館長。

○小西砺波図書館長 視聴覚のものはCDなんですけど、点字とか、目の見えない人のための本は一部ありますが、そういうものの貸し出し依頼があったときには県立図書館から貸し出しを受けるという形で運営しております。

以上です。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 これからは、やっぱり高齢化とあわせて生涯学習拠点として新図書館へもつながっていくわけですので、その辺の生涯学習という位置づけにおける視聴覚、目なり耳なり、そういう方々が十分活用できるような事柄を新図書館でお考えになっていらっしゃると思いますが、また、そういう事柄も1つ御検討いただくということで要望しておきます。

○雨池委員長 要望ですね。

ほかに。堺委員。

○堺委員 総合運動公園のスーパーの更新の話ですが、取得時期等、固定資産台帳に載っているような事項を簡単に説明いただきたいと思います。

○雨池委員長 平木生涯学習・スポーツ課長。

○平木生涯学習・スポーツ課長 ただいまの堺委員の御質問にお答えいたします。

乗用スーパーにつきましては、総合運動公園が整備されました平成5年の3月に購入をしているものでございます。

それと、固定資産台帳に掲載されているかということでございますが、掲載してございます。

以上でございます。

○雨池委員長 堺委員。

○堺委員 ということは、当然減価償却が進んでいるということですね。

○雨池委員長 平木生涯学習・スポーツ課長。

○平木生涯学習・スポーツ課長 減価償却をしております、期末の簿価という、残存でございますが、一応帳簿上は1円という形で現在載っております。

以上でございます。

○雨池委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。嶋村委員。

○嶋村委員 議案第14号 成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の今回、制定をされております。これにつきましては、今年の6月の国会においてこの法律が制定されたということで、法整備をされるかと思っているわけでございます。

そこで、何点かお尋ねしたいと思っておりますけれども、改正内容を見ておりましたら、公務員あるいは師業というか、弁護士、医師等、あるいは法人役員、法人営業許可など等があるわけでございますが、今回特に消防団の団員における欠格事項のみ外してあるわけでございますが、それだけで法整備はされているかどうか。

あわせて、今年も新規採用試験が行われたと思うわけでございますが、当然、地方公務員法に基づいてと思うわけでございます。その辺の欠格事項、その辺の対応についてどうしていらっしゃるのか、それを1つお尋ねしたいと思います。

○雨池委員長 堀池総務課長。

○堀池総務課長 嶋村委員の御質問にお答えいたします。

まず、消防団の話がありました。今回、国の一括整理法令の改正ということで、全部関係ある条例をチェックいたしまして、関係ある条例について一括整理条例を制定したという形になっております。

ということで、消防団の部分につきましては、地方公務員法を準用しているということで、これが該当してくるということで上程をさせていただいた形になっております。それ以外の部分につきましては、一緒に出させていただいた給与条例ですとか、旅費条例ですとか、そういった部分に影響があったということになっております。

それと、もう一点、職員採用についての話ですが、施行が12月ということにさせていただいておりますので、今年度の採用につきましては、とりあえず影響がないものがあります。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 今、説明がございましたように、砺波市の職員の採用につきましては、地方公務員法の基準に基づいた採用かと思っておりますので、地方公務員法そのものの欠格事項が削除されれば、おのずから次年度からの新規採用試験については削除されるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○雨池委員長 堀池総務課長。

○堀池総務課長 来年度からはそのような対応になると考えております。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 この法律を見ておられますと、制定後6カ月ということでございますので、12月かなというような思いをしているわけでございます。そこで、関連する、今話をさ

れました消防団等の欠格事項が削除されるわけでございますので、その辺の砺波市の消防団に対する周知徹底についてどういう計画をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○雨池委員長 石田消防署長。

○石田砺波消防署長 嶋村委員の御質問にお答えいたします。

消防団のほうの周知につきましては、幹部会、そして分団長会議等でこのような条項の削除等について今後協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○雨池委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑、御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○雨池委員長 ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより付託案件を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第12号、議案第14号、以上2件を一括して採決いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○雨池委員長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第12号 令和元年度砺波市一般会計補正予算（第3号）所管部分、議案第14号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上2件について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○雨池委員長 挙手全員であります。よって、2件の付託案件は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、要望が1件提出されております。一般社団法人富山県建築士事務所協会会長、堂田重明氏ほか2名から建築士事務所の健全な発展についてが提出されておりますので御報告いたします。

（市政一般における本委員会の所管事項について）

○**雨池委員長** 次に、その他といたしまして、市政一般における本委員会の所管部分について質疑、御意見等はございませんか。

嶋村委員。

○**嶋村委員** それでは、最初に、災害時における学校給食のマニュアル等について少しお尋ねをしたいと思っているわけでございます。

昨今、あちこちで非常に災害が起き、また、台風15号によります影響によって、現在千葉県において、まだ何十万という単位における停電で、大変生活が困窮しているわけでございます。そういう事柄というのは、あちこちで起きてくるわけでございますので、特に子どもの教育の観点というのは、健康、そして生命を守るという観点から、やはり学校給食は非常に重要視を私自身はいたしているわけでございます。

そういう中において、まだまだ富山県下においても、各お尋ねしましたところ、災害時におけるマニュアル等につきましては、15市町村についてはできていないというように認識しているわけでございますが、しかしながら、備えあれば憂いがないということでございますので、現在この学校給食に関するその辺の対応について、どの程度できているかということについてお尋ねしたいと思います。

例えば、当然、災害が発生した、そうしますと教育委員会から給食センターへの流れといたしますか、ついでに職員、そして、あるいは、また、給食食材を納めている方々への連絡と、いろいろあるかと思いますが、その辺の災害時における連絡なり、その対応についてまずお聞きしたいと思います。

○**雨池委員長** 森田教育総務課長。

○**森田教育総務課長** 嶋村委員の質問にお答えいたします。

地震などを想定した場合、学校に児童生徒が在籍していれば、当然児童生徒の安全を確保し、保護者への引き渡しを行うということになります。その後は、基本的に施設を閉鎖し、施設の完全確認を行い、児童生徒が通学できる、学校が再開できるという環境等のさまざまな要因が整うかどうか、そういった確認をしていかなければならないと考えております。

そこで、学校が再開できる状況が確認できれば、児童生徒に対する給食提供を検討することになりますが、同時に災害時には学校給食センターが調理、搬送といった業務が機能するかということを確認する必要があると思います。また、あわせまして食材の確保、食材に合わせた献立が可能かどうかという確認も必要となっております。給食再

開のめどが立った上で学校給食の配食が始まるものと考えております。

マニュアルといった点につきましては、当然、通常、日常の中で施設点検マニュアルに基づきまして調理業者等が機械の点検を行っており、そのマニュアルに基づきまして、まず機械が機能するかどうか確認の上、災害時におきましても同様の点検を行うということになっておりますので、そういった対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 大体今の説明で流れはわかったわけですが、非常時、当然、献立に基づいて給食がつくられますが、当然給食をできないということもあるわけですので、その辺の非常食的なものについて、どの程度給食センターで確保されているか、それをお尋ねしたいと思います。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 緊急食につきましては、こちらのほうといたしましては、給食の機械のほうに故障した場合に給食を提供できないということを想定いたしまして、先日ですが救給カレーというものを提供、新聞等で載っておりましたけれども、そういったことを1日分だけ準備しております。こちらのほうを1日提供できるよううちに機械の修理を行って提供していくと。もしその後、提供できないような状況が続くようであれば、簡易給食の対応で給食を提供できるように確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 できるだけ、やはり子どもにとって学校が再開され、学校で友達、あるいは、また、学習することが子どもにとって大きな生きがいでございますので、その中における学校給食が非常に重視されると思いますので、その対応につきまして今後とも十分御検討いただけますようによろしくお願いいたします。要望であります。

○雨池委員長 ほかにございませんですか。

引き続き、嶋村委員。

○嶋村委員 次、小中学校の冷房化事業につきまして、少しお尋ねをしたいと思っております。

現在、普通教室につきましては、冷房施設が設置されたということで、ある校長さん、小学校の校長さんでございますけれども、2学期からは校長室もエアコンをつけるよう

になりました。子どもがいる間は、遠慮して使っておりませんでしたけれども、子どもたちが9月に入ってから利用することによって、校長室も使うようになりましたという事で、本当に子ども中心の学校を運営しているなという思いで、頭が下がる思いをしております。

そこで、次は何かというと、やっぱり特別教室でございます。この特別教室につきましては、有若議員の一般質問に対し答弁があったわけでございます。現在、設置率は中学校においては29.6%ということで、今回、出町中学校の特別教室10室が整備されれば43.7%ということでございます。今後、その上においてさらに必要な、やはり教科担任制でございますので、理科室、あるいは音楽室、美術室等については整備していきたいということでございますが、それを総合計画の上において計画を立てたいということでございますが、その計画を立てて、どの辺の年数等で現在計画をお持ちなのか、お尋ねしたいと思っております。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 総合計画ということで、こちらのほうではないんですけれども、こちらといたしましては、今、川辺議員の質問にもお答えした大規模改造の関係で、砺波南部小学校と庄西中学校を計画したいということで考えております。その計画の位置づけによりまして、その着手年度というものは決まってくると思いますので、総合計画のほうで位置づけされた後、順次、事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 中学校の特別教室ということでございましたけれども、小学校の現場の声を聞いておりましたら、やはり小学校は音楽室。楽器等を使うものですから、どうしても戸を閉めなければならない。あるいは、普通教室と隣接しているものですから、窓をあけることができないということで、まず音楽室をお願いしたいという強い要望がございましたので、その辺、小学校については音楽室を優先的という考え方を位置づけしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 特別教室につきましては、まず、中学校が教科担任制をとっておりますので、中学校のほうを優先的に行っていきたいということで、順次整備したいと、先ほど申し上げたとおりでございます。小学校につきましては、教科担任ということで

はなくて、教室内で代替措置ができるということで、冷房を普通教室に整備いたしましたので、できるだけ普通教室、あるいは冷房の入った部屋で授業を行うようお願いしているというところでございます。その後、小学校についても教科担任制という話が出ておりますが、そちらのほうが変わっていくようであれば検討する余地があると思いますが、当面は中学校の整備をした上で、小学校について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 あわせて全国的に災害が起きたときに、各学校の体育館が避難所になるわけでございます。今、国レベルにおいても体育館そのもののエアコン設置ということの動きがあるわけでございますが、当教育委員会においては、その辺の考え方はどういうふうにお持ちなのか、お尋ねいたします。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 体育館については、その後ということになりますので、当面予定はございません。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 例えば国のほうから、先ほど申し上げましたように、非常に災害が発生してきている、そういう点において予算で措置をされればどうなるのでしょうか。

○雨池委員長 畑教育委員会事務局長。

○畑教育委員会事務局長 嶋村委員の御質問にお答えします。

小中学校の体育館を避難所として使うということについては、学校教育施設を使うという部分、途中で用途が変わってくるということになります。学校教育施設としては、優先順位はそれほど高くはないと、普通教室、特別教室と、そういう順番の中よりも遅れてくるかなというふうに思っております。

今の災害時を想定してのことということになりますと、また別の考え方が入ってまいりますので、教育委員会としてはお答えのしようがないところがあるかと思っております。

○雨池委員長 よろしいですか。

では、ほかに。堺委員。

○堺委員 企画調整課になると思いますが、人口の関係で、社人研推計、市人口ビジョン、

それから住民基本台帳の人口の関係を整理していただいております。それで、3つ段になって並べていただいているんですが、住民基本台帳人口実績、今年の方については9月末ですが、10月の押さえたものだと思います。

私が一般質問でも注視しなければならないと思うのは、年少人口、14歳以下、大変減っているよと。人口ビジョンに対しても減っていると。それが5年たてば5年落ち込んでくる。どんどん落ち込んできて、人口が落ち込んでいる。人口を何とか維持しているのは、市長以下、努力によって交流人口で転入していることもあります。それはそのとおりです。それから、また、老年人口も医療費の改善というのか、そういうものもあって伸びてきております。それで年少人口は、総数で見れば何とか維持しているというのか、増えたり、ほかの市町村に比べると砺波はぐっといいのはよくわかっております。ですけど、14歳以下のほうが大変減っているんですよ。

それで、年少人口、2019年、R1のところ、今年の数値は6,113人、去年は同月6,316人と、203人も落ちていると。将来どうなっていくか、どんどん落ちていくのではないかということで、教育委員会も急遽将来の学級編成の問題なり、話をされたと思います。

それで、その辺のことについて、この表を見られてどのように思っておられるか、コメントをいただければと思います。

○雨池委員長 坪田企画調整課長。

○坪田企画調整課長 堺委員の御質問にお答えします。

今の御質問は、年少人口が計画よりも少なくなっているのではないかという面でお答えしてよろしいでしょうか。

年少人口につきましては、人口ビジョン、社人研の推計値、いずれよりも住民基本台帳の人口のほうが進んで減少をしていたり、例えば出生数が300人を割り込んだというような事実もございまして、これにつきましては、真摯に受けとめたいというふうに考えております。

しかしながら、少子化という傾向でございしますが、国、県もいろいろな施策を講じているにもかかわらず、やはり社会全体の傾向として減じていることはなかなか特効薬がないというところがございます。

引き続き、子どもを産み、育てる機運の醸成とか、環境づくりに注力してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 塚委員。

○塚委員 将来の年齢構造というのか、減少が心配されるわけですが、市民はあまり知らないんですね。何か避けて通っているというか、そういった部分があるように僕は思います。その辺のことについて、何か考えられんものかなという思いなんですけど、もう一回、何かその辺あったらお願いしたいと思います。

○雨池委員長 坪田企画調整課長。

○坪田企画調整課長 今の御質問では、市民があまり知らないという、その質問の趣旨がちょっとわかりませんが、人口の統計部分につきましては、きちんと公表はしているところでございますし、今もこうやって資料をお出ししているところでございます。特にこういったようなところから、年少人口、あるいは生産年齢人口、高齢人口がどうであるかということは読み取っていただけるものではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○雨池委員長 塚委員。

○塚委員 質問は終わりたかったんですけど、発信すれば相手を受けとめて理解しているかという、そうでないんです。そこの辺をまた考えていただきたいと思います。要望しておきます。

○雨池委員長 では、ほかにございませんでしょうか。

開田委員。

○開田委員 市役所本庁の電話交換機についてお伺いします。

私、先だってから市役所のほうから電話がかかってくることもあるんですけども、代表電話しか表示されないような感じで、折り返しかけてもどこにつなげていいかわからないというふうなことが何回かありました。多分、私だけじゃなくて、代表電話で皆さんがそういうふうな感じになっているかと思います。3年前の常任委員会で今後検討するというふうなお話も出ていたというふうに委員の方から聞いております。

そこで、現在の電話交換機というものを考えたときに、耐用年数が来て交換するという際に、ダイヤルイン化というふうな考えはあるんでしょうか。また、それよりも前に、今ある仕組みの中でダイヤルイン化というのはいかなるのでしょうか。本当にどこにかけていいかわからないという状況は困るんですけども、そういった部分について御意見をお聞かせください。

○雨池委員長 構財政課長。

○構財政課長 開田委員の御質問にお答えさせていただきます。

今ほどの本庁の電話に関してダイヤルイン化ができないかということでございます。御不便をおかけしているのは、こちらからかけたときに誰からかかっているのかわからないというのだというふうに思っております。おっしゃるように、回線数がそんなにございません。したがって、代表電話の番号が通知されており、具体的な発信者が明確でないということだというふうに思っております。

現在使用しております電話交換機は、今年度でその保証期間が終わるということから、新年度に向けてどういった体制で臨むかということを検討している途中ではございます。その中で、ダイヤルイン化につきましては、現在もかけていただくときには、一応一部ダイヤルイン化がされております。それは、33-1119にかけて内線番号を押すことによって通じるようになっておりますが、いかんせんこちらからかけた場合には、その通知がなされないということでもあります。

御質問にありましたように、ダイヤルイン化、要するにこちらから電話をかけたときの通知が発信できるようなことも含めて、新たな電話交換機を導入する際には検討してまいりたいと思っております。

なお、最終的にはコストを重視しておりますので、その点も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 開田委員。

○開田委員 ダイヤルインについていろいろ調べていましたら、ある自治体のほうで見積りを出したところ、2億かかると言われた話がIP電話の自社構築ということで860万で終わってしまったというふうな実例が載っていました。そういったこともあるので、業者の方のサービスというのはとてもいいかもしれませんが、基本、コンピューターをベースに動くような仕組みになってきますので、そういった部分も考えてみられたほうがいいのかと思います。

あと、耐用年数が来て交換という時期というのは、概ねいつごろのことを考えておられるのでしょうか。

○雨池委員長 構財政課長。

○構財政課長 一応保証期間は今年度いっぱいというふうになっております。したがって

して、新年度早々までにはその対応をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 塚委員。

○塚委員 新図書館の開館に向けてのお話をさせていただきたいと思います。

いろいろ懸案もあるようですが、順調に進んでいるのではないかと考えております。そこで、新図書館の名称について、私、一度、提言というのか、したことがあると思います。それで、名称はどのようにされるのか、それから、また、砺波市で成り立つのかどうかわかりませんが、ネーミングライツというような話もありますが、どうされるのか。

それと、2つ目、蔵書の整備、計画目標に向かって順調に進んでいるのかなということ。

それから、東北4市、5カ所ほど視察した中で、青森県つがる市と岩手県の滝沢市の図書館を見てきたんですが、津軽図書館では、ブッククリーナーというものが、あまり高くなかった、150万円ほどだったと思いますが、本を返したときというか、そのときに親御さんが使っていかれることが多いというふうに聞いております。それで、そういうものをどうされるのかということ。

○雨池委員長 小西砺波図書館長。

○小西砺波図書館長 塚委員の質問にお答えいたします。

1点目の新砺波図書館の名称についてということで、新砺波図書館の整備に当たりましては、新しい砺波の図書館の整備として進めているところでございます。市民の皆さんにわかりやすい名称が一番と考えていることから、名称は長年親しんでいただきました砺波図書館を引き続き使用することが望ましいのではないかと考えております。

また、施設などに対して命名することができる権利でありますネーミングライツにつきましては、今ほども申し上げたように、わかりやすく親しみやすい名称が一番であると考えておりますことから、現在のところ考えておりません。

2点目の蔵書の整備について、計画目標に向かって順調に進んでいるのかという質問につきましては、新砺波図書館の整備計画では、新図書館の蔵書目標は、開館後3年後に30万冊となっております。平成30年度末現在の蔵書冊数は、24万6,000冊余りであることから、今後、計画的な予算要求をしまいたいと考えております。

3点目のブッククリーナーの整備の予定でございますが、ブッククリーナーは、本の

汚れを気にされる方が本を借りられた後、そこの横に置いているブッククリーナーのほうに本を設置して、スタートボタンを押して約1分間掃除するという形で、利用者さんが自ら機械を操作していくということになります。

ブッククリーナーの仕組みといたしましては、紫外線を使って本を殺菌消毒する、よくお風呂にあります紫外線の櫛とかを入れてある、ああいう形のものでございますが、それに風を当てて、本の隙間に入ったごみをとるという形になります。ただ、紫外線を使った殺菌消毒では、ウイルスに効果がないことや、風に本を当てただけでは、隙間に挟まった髪の毛が取り除けないなど、ほかの図書館で利用している方に確認したところ、そういうこともあるものですから、当初の整備計画には盛り込まれておりませんでした。

ただ、今後、ブッククリーナーの導入につきましては、その性能が向上し、費用対効果、150万円という数字でございましたが、費用対効果があるようであれば、また検討していきたいと思っております。

今、汚れた本につきましては、職員のほうでファブリーズしたり、ハイターで消毒したりという形で対応しております。

以上でございます。

○雨池委員長 堺委員。

○堺委員 あと2つお願いします。

新図書館、開館すれば、ワークハウスがカフェみたいなのをやるような話、お願いしているところですが、その準備状況ですね。それともう一つは、これまでマイナンバーカードを利用できないかということで提言なりしてきたんですが、否定的な答弁だったと思いますが、何か状況が変わっているような話も聞くんですが、改めて検討できないのか、お尋ねをしたいと思います。

○雨池委員長 小西砺波図書館長。

○小西砺波図書館長 ワークハウスとなみ野によります飲食サービスについてでございますが、新図書館でコーヒーサービスをしたらどうかという堺委員の議会での質問があり、ワークハウスとなみ野と事業について検討しているところでございます。

ワークハウスとなみ野のほうでは、本日第2の金曜日ということで、平日の中で一番利用者数が多い日でございますが、本日の午後1時30分から2時間にわたって、砺波図書館の1階で実際に出張カフェサービスを試行、リハーサルをしてみて、図書館利用者によるニーズ等の調査をして、データ集約をして新図書館に臨むという形で進めてま

いりたいと思っております。

2点目のマイナンバーカードの利用について再検討ということで、以前、平成30年1月の常任委員会の席で質問があったわけですが、そのときには、マイナンバーの普及率が非常に低いことから、検討はしておりませんでした。しかしながら、最近、総務省のほうでマイナンバーカードの取得につきまして、国家公務員だけではなく、地方公務員にも一斉取得させるとか、マイキープラットフォームと連携したキャッシュサービスにつきまして5,000円のキャッシュバックをつけるとか、新たな施策が出ておりまして、総務省のほうでもマイナンバーカードの普及に非常に力を入れているところでございます。

つきましては、砺波図書館のほうでも新図書館の開館にあわせ、図書館システムとマイナンバーカードの連携を行い、マイナンバーカードでの本の貸し出しができるよう、システム改修をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 よろしいですか。

堺委員。

○堺委員 次は、総合教育会議のテーマでお尋ねをしたいと思います。

そこでは、保育所等の適正な保育環境、2つ目が小中学校の今後、3つ目が教育環境の整備という3点のテーマであったのかなど、協議されていたと思います。

そこで、基準に満たない保育所と幼稚園5施設、抽出というのか、選ばれているわけですが、これら施設の対応を急ぐ必要があると思いますが、どのように進めるのかということで、まず、よろしく願います。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 今ほどの堺委員の御質問にお答えします。

保育所等の適正規模の基準につきましては、5月と8月に2回、市の子ども子育て会議にて委員より御意見をいただき、了承をいただいたところでございます。また、8月29日には、市の総合教育会議にて教育委員の方々からも教育的見地から御意見をいただき、賛同をいただいたというところでございます。

今ほどの御質問の中で、基準を受けて、その基準に満たない施設、3つの保育所と2つの幼稚園について、これに対する対応ということでございますが、該当する園に対しましては、保護者の方々、また、その施設が存在します地域の皆様方には説明を行

う必要があるというふうに考えております。

なお、スケジュールに関しましてですが、各施設がそれぞれ抱えている状況であったり課題が違っているというようなことをございます。統一的なタイミングで話し合いに行く、あるいはその辺の検討時期ということではございませんが、個別の対応をして、スピード感を持っていく必要があるというふうには考えております。

なお、子ども子育て会議の席上におきまして、委員の方からは、施設の再編については、これまでの施設の人数などを見ると、すぐに再編統合というものでもないのか、検討する時期については、すぐにでも開始する必要があるんじゃないかという御意見があったところをございました。

以上でございます。

○雨池委員長 堺委員。

○堺委員 時間のかかる話かもしれませんが、進めておくことについてとどまることはできませんから、できるだけ早く着手していただきたいなと思います。

それと、もう一つの話ですが、小中学校の今後、これについて学校別、学年別、児童生徒数の推移、ゼロから高1まで赤黒で資料が提示されていたと思います。そこで、保育所というのか、そちらのほうは大体速やかに着手されるのではないかと思います、小中学校のほうはどのようにされるんだろうかなと思っております。それで、公共施設の再編計画の中では、まだ穴があいているものもありますので、教育施設のほうは一番大きいグループだと思いますので、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 堺委員の御質問にお答えします。

先の総合教育会議のほうでは、将来の小中学校の児童生徒数、学級数が減少傾向にあることを踏まえまして、現状、より多くの市民に知っていただいた上で、適正な規模に関する基本的な考え方を整理し、小中学校の適正な配置並びに適正な規模化に向けた統廃合の具体的な方策を検討することが必要ではないかという意見があったところをございます。このことを踏まえまして、有識者や関係機関の方々による専門的な組織による検討会を準備していく必要があるのではないかと考えております。他市の例も踏まえつつ、来年度以降を目途に設置について作業を進めていきたいと考えておりますので、事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 よろしいですか。

では、ほかにございませつか。開田委員。

○開田委員 空き家対策についてお伺いたします。

本年6月28日、砺波市市政バスツアーがありまして、空き家バスツアーという形で行われております。こちらのほうは29名参加されたということで、新聞報道などでは、評判等よかったというふうにも書いてありました。

参加された方については、実際に空き家になりそうな方々が参加されていたのか、または、近くに近隣空き家があつて、空き家に対して興味があつたという方々が多いかと思うんですけども、参加された方は空き家に対してどういうふうな思いがあつて参加されたかということ聞き取られていたら教えていただきたいのと、あと、バスツアーの計画というのは、市政バスというのは毎年やっているかと思うんですけども、こういった空き家に特化したようなバスツアーを別個独断でやっていくというふうな可能性はあるのでしょうか。

○雨池委員長 坪田企画調整課長。

○坪田企画調整課長 開田委員の御質問にお答えをいたします。

参加された方の状況でございますが、今回は50代から70代の方の参加が全てでございます。これから空き家の所有者になる、いわゆる当事者になる年代が多かつたのではないかなというふうに思つておりまして、意見としましてアンケートをとつております。ちょっと一部御紹介をしますと、我が家を今後どうすればいいか迷つていたので参考になつた、あるいは元気なうちに空き家について取り組もうというふうに思ひましたと、それから空き家がリノベーションされたということで、こんなすてきなものになるんだなというようなことを知るきっかけになつたということで、関心が高まつたということのいい機会だつたという評価がほぼ全員でございました。非常にこの空き家に対する関心を持っていただく契機になつたのかなというふうに考えております。

それから、今後のバスツアーの計画ということでございます。市政バスにつきましては、今ほど委員さんが述べられましたとおり、市の重点事業を幅広く広報する観点で行つておりまして、今回、空き家を取り上げたというところでございます。ほかのテーマもあるわけではございますが、今回の参加状況等、反応が非常によかった、アンケートの結果も非常に関心の高いことであるというようなことがわかつたことなので、改めて市政バスに取り上げていくのか、あるいは市政バスといったカテゴリーではなくて、空

き家対策の一つとして取り組むことを柔軟に考えていくことも必要なのかなということ
で、今ほどの御意見については今後の検討というような形にさせていただきたいという
ふうに思います。

以上でございます。

○雨池委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。嶋村委員。

○嶋村委員 それでは、消費税がいよいよ10月1日、あと18日間ぐらいで8%から10%になるわけでございますが、去る2月の定例会におきまして、条例等、使用料の改定に伴いまして、市のほうから上程されて、承認をされているわけでございます。そこで、気になるいろいろな点もあるわけではございますが、消費税後は非常に消費そのものが落ち込みをするとか、税収が伸びないというような事柄があるわけでございますが、まずは砺波市の市税、あるいは使用料に対して市民への周知はどのようになされているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○雨池委員長 構財政課長。

○構財政課長 嶋村委員の御質問にお答えさせていただきます。

消費税10%の引き上げに伴います利用料等の周知につきましては、本年2月の市議会において可決をいただき、そのことを踏まえまして、4月17日からではございますが、市のホームページで告知しております。なお、また、市の広報につきましては、5月号にて対象施設を列記し、案内をしているところでございます。

なお、また、各施設においては、その施設におけるホームページでの案内であるとか、また、その施設に掲示して御案内をさせていただいております。

特に頻繁に御利用いただく方々に対しましては、10月からは10%になりますよ、料金は変わりますよということもお伝えしながら対応しているところでございます。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 今のお話では、4月からホームページ、5月には広報ということでございます。今、あちこちの施設におきましては、こういう使用料が変わりますということで文書で置いてあるわけではございますが、今ほどお聞きいたしましたところ、口頭だということですが、その辺の文書に対しての周知という考えがなかったのか、それを1つ確認したいと思います。

○雨池委員長 構財政課長。

○構財政課長 書面による告知は十分、その辺は対応しております。それに加えて口頭において頻繁に利用いただく方々に御案内しているということでございます。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 この消費税、値上げをされたときにおきましては消費が落ち込むということでございますが、税務課としては、その辺の消費の落ち込みを受ける税収、その辺について何か把握していらっしゃるか、見込みはあるのかどうか、それがあればお答えください。

○雨池委員長 菊池税務課長。

○菊池税務課長 今ほどの嶋村委員の御質問にお答えいたします。

消費税増税に伴う消費の落ち込みによる市税の税収がどうなるかということであると思いますが、まず、市税でございます市県民税につきましては、令和元年度の市県民税につきまして、前年の所得によるということになっておりますので、その辺は来年度、令和2年度の税収は確保されるものと考えております。

それから、法人市民税の関係に、法人の関係になってくるとは思いますけれども、そちらのほうは、今後の動向を踏まえて見ていくしかないものだと思っております。その他、固定資産税であるとか、あるいはたばこ税、入湯税については、これまでの推移を見ておりますと、変わらない、現状維持に近いものであると思っております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 あまり税収のほうで落ち込みがないということで少し安堵をしているわけでございますが、できるだけ、やはり税収が安定した形でもっていける形のまた支援といたしますか、そういう事柄も必要じゃないかと思っておりますので、その辺、庁内としてまた御検討いただきますように要望しておきます。

以上であります。

○雨池委員長 要望ですね。

ほかにございませんでしょうか。堺委員。

○堺委員 人口推計プログラマーの育成ということですが、市全体の人口の問題、それからいろいろな場面での地域の人口将来推計が求められるんじゃないかと思うんですが、

そこで市職員を人口推計プログラマーという感じがするんですけども、ちょっとできないのかということで、それを自前でやれば資金の外部リスクも防げるんじゃないかと。それでちょっと調べましたら、本年3月27日に内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局から、人口データ分析将来推計のための基礎データ等、暫定版の提供がされております。これらも使って何か人材養成できないものかなと思う。いろいろな場面で使えると思うんですけど、その辺のことをまずお聞きしたいと思います。

○雨池委員長 堀池総務課長。

○堀池総務課長 堺委員の御質問にお答えいたします。

御提言の人口推計プログラマーといえますか、そういった分析をするという件ですが、どのような目的で、どのような解析で、どの程度まで行うかということでかなり変わってくるのかなと思っておりませんが、一義的には、総務課といたしましては、データ解析を必要とする担当課において、その業務上、やっぱり専門知識はさらに必要だということで、研修を受講するというようなことであれば、まずは所管課において検討されて、職員研修担当である総務課に協議いただいて、総務課としては必要な対応を検討していくということになるかなと思っております。

○雨池委員長 堺委員。

○堺委員 市役所全体を代表して企画調整課長にお願いしたいと思いますが、いろいろあると思いますが、何か将来構想というのか、あったら述べてもらいたいんですが、持っていて悪いものではないと思っています。それから、提供されているこれも、僕はできませんけど、ある程度の知識があればできるのではないかなと思っております。考え方、お尋ねをしたいと思います。

○雨池委員長 坪田企画調整課長。

○坪田企画調整課長 堺委員の御質問にお答えします。

統計担当課としてお答えをすることになりますが、人口推計プログラマーということで、特殊な分野で述べられたことでありましたが、人口に限らず、統計データを有効に用いるということは重要なことであるというふうに認識はしております。このことから、企画調整課では、毎年ですが、統計の分析集計に関する研修を職員に受講させております。委員が述べられた専門的なそういったプログラムに対応できるように努めるところになりますが、統計分野の分析につきましては、幅広いところでございますので、まずは人材育成とか、スキルアップとかに努めて、そういったものにも取り組まれるように

努めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○雨池委員長 堺委員。

○堺委員 次は、次年度予算編成に向けての話です。

そういった基準による財務4表、それ、発表する時期が砺波はいつかなど。今度は平成29年度分ですね。

それと、固定資産台帳を予算編成に活用できるんじゃないかと思っております。それで、固定資産台帳の発表、いつごろになるのかなと思っております。ちょっとのぞいてみましたら、固定資産台帳といいましてもホームページで見ると限り612ページもあるのです。1ページにどれくらいあるのかね。相当なボリュームだと思います。先ほどの総合運動公園のデータを1つは見つけられたんだけど、もう一つは見つからなかったと。いろいろ改善点はあると思えますけれども、それよりもまずきちんと正しく整理するということが一番大事じゃないかと思うんですけど、担当課長の財政課長にお願いします。

○雨池委員長 構財政課長。

○構財政課長 堺委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、固定資産台帳並びに財務諸表の公表はどうかという分に関しましては、一応目途として、固定資産台帳につきましては9月中を予定しております。なお、また、財務諸表につきましては10月中を予定しているところでございます。

そして、新年度予算にこれらの諸表を活用できないかということでございますが、こうした数値化は平成28年度分から進められておまして、全国的には取り組まれてはいるものの、それをまとめたものがまだでき上がっていないという状況でございます。国の研究会においても報告書が出されておまして、その中においてもやはり活用しなければ意味がないということで、今後そういった形での類似自治体との数値のまとめであるとか、そういったものが示されれば十分に活用できるものと思っております。したがって、今、現段階ではそのまとめがされていないという状況でありますので、新年度予算の反映とまでは至らないのかなというふうに思っております。

それから、固定資産台帳の中身の点検のことについてであります。委員がおっしゃいましたように、全体で約3万件ほどのデータがございます。それを、実は、財政課職員だけでは点検し切れない部分がございますので、各課に照会をしながら精査をしていると

ころでございます。しかしながら、やはり漏れていくものもあるのかなということで、常に点検を進めながら、正確な固定資産台帳づくりに今後とも努めてまいりたいというふうに思いますので、その点は御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○雨池委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。嶋村委員。

○嶋村委員 それでは、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果についてお尋ねをしたいと思っています。

教育委員会からは、8月8日付の資料をいただいているわけでございます。小学校の国語、算数、そして、また、中学校の国語、数学、英語と、この教科ごとの状況につきまして資料をいただいております。

そこで、小学校6年生の状況を見ますと、国語、算数ともある程度の散らばりは見られるが、正答数が少ない児童が平均して大きく下回っているという状況ではないと。しかし、学校ごとの結果を見ると、正答数が極端に少ない児童もいると。これが1つ小学校の分析の事柄を一部述べているかと思います。中学校におきましては、標準偏差から見て、国語の散らばりが少ないが、数学、英語に関してはばらつきが大きいというふうにコメントされているわけでございますが、この状況を踏まえて、まず最初は教育長の今回の学力調査結果についての所見を伺いたいと思います。

○雨池委員長 山本教育長。

○山本教育長 嶋村委員の御質問にお答えします。

今年度の学力調査につきましては、あらかじめお手元のほうにお渡しした、今、御紹介があったとおりでございます。概括すれば、小学校、中学校とも全国平均を上回りました。県平均との比較においては、小学校のほうで国語、算数とも1点ほどずつ低いという結果、中学校においては、県の平均を全ての教科で上回っているということからして、まあまあ、ほぼ、そう悪くはない結果になったというふうに考えております。

あと、今ほどの散らばりの偏差の話が出ました。おっしゃるとおりでございます。特に極端に正答数が少ない生徒がいる、これは今年度に限ったことではございません。ただ、中学校においてそのばらつきが2こぶ型といいましょうか、真ん中が薄くなっている状況が見られます。これについては、日ごろ、これからこの子たちをどう指導していくかということについて分析し、指導に役立てたいと思っております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 今回の全国の学力調査に対する実施要綱の中身を見ておりましたら、小学校6年生、そして中学校3年生であります。その中におきまして、特別支援学級の児童生徒につきましては、知的障害学級は除くと。また、外国人の児童生徒につきましては、下学年の学習をしている児童生徒を除くとなっているわけですが、全体の受験した小中学校、そういった受験しなかった児童生徒数をお聞かせください。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 嶋村委員の質問にお答えいたします。

対象となる児童生徒数につきましては、小学校8校で495人、中学校で508人となっております。受検者数につきましては、科目によって若干違うところがあるんですけども、小学校で472人、中学校で481人となっております。欠席者につきましては、小学校では23人、中学校で27人となっております。受験できなかった理由につきましては、体調不良等で受験できなかったことが主な理由となっているところでございます。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 そこで、文部科学省はこの学習結果の活用ということについても手引きで示しております。各教育委員会及び学校においては、多面的な分析を行い、自らの教育普及及び教育施設の成果と課題等、把握、検証して保護者、地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図りながら教育及び教育施設の改善に取り組むということがあるわけですが、これについてどういうふうにお考えなんですか、お尋ねいたします。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 これまでの学力調査の結果を踏まえて、それぞれの学校の傾向を把握いたしまして、まず、課題が何であるかということを確認した上で、必要な基礎的、基本的な事項の課題、取り組みを漢字学習とか計算学習といったものを朝学習に取り入れたり、授業の終わりにその日の学習した部分についてまとめたりする問題演習等で確認する時間を設けて対応しているところでございます。

また、授業の中で話し合い活動というものを意図的に仕組みまして、根拠を明らかにして自分の考えを説明したり、他人の考え方から自分の考え方を見直したりする活動を

増やしたりしているところがございます。

また、県教委が作成しております単元確認問題集等を利用したり、家庭学習の充実のため、家庭学習の手引きを作成したり、家庭学習の仕方を提案したり、自主学習ノートを活用したりしているところがございます。

各学校に配付された結果を踏まえて、それぞれの教科の特徴を把握して、今後の対応を具体的に検討しているところがございます。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 当然、各学校の規模、あるいは地域等において子どもの実態等は違うわけですが、今回の調査結果を踏まえて、校長会、あるいは、また、関係者とのその辺の検証、打ち合わせ等、なされていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 校長会につきましては、結果を通じましてそれぞれの学校で分析して、それぞれの学校の弱点等について確認して、その弱点を克服するためにどのような対策が必要かということをそれぞれの学校で対応していただいているところがございます。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 今、答弁がございましたように、各学校の課題、あるいは支援等があるかと思いますが、そういうものは当然教育委員会のほうに上がってくるかと思いますが、そういう1つの教育及び教育施策の改善、あるいは施設の充実等もあるかと思いますが、そういうものは当然、次年度の予算要求をされていくものと認識していますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 どう答えていいかわからないんですけども、来年度から小学校につきましては新学習指導要領が完全実施されるということでございます。それに伴いまして、新たな授業指導が必要になってきますので、現在、その学習内容に合わせて、どういった授業をしていけばいいかということについて、それぞれの学校のほうで検討しておりますし、それぞれ必要な研修について現在行っているということでございます。そういったことでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 了解いたしました。来年はいよいよ小学校教育課程が改正されるわけでございます。そこで、調査結果の活用を見ておりましたら、各委員会におきましては、平成32年度以後、小学校調査と中学校調査の結果の関係について、継続的な把握、分析結果を踏まえた教育施設の改善、充実に取り組むことができるというふうになってはいますが、まず、小学校の、先ほどの比較等も出ていますので、小学校6年生の学習状況調査については、当然進学される中学校のほうには、その結果についてはお知らせしているのではなかろうかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 それぞれの学校の結果については、それぞれの学校にとどめておきまして、それを中学校に繰り越すということはないということになっております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 そういたしますと、受験等については利用しないというように認識していますが、義務教育学校に上がる場合において、そういう事柄というのは、文部科学省も必要ないというような認識なんでしょうか。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 今回の検査につきましては、現時点での学習の内容についての把握状況について確認しているということでございます。将来にわたって受験とか、そういうことではなくて、今現在何が必要であるかということを確認する趣向でございますので、そういった内容について、現場のほうで、今、子どもたちにどんな課題が必要かということについて現時点での確認をするということで、将来の受験のための試験ではないということをお理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○雨池委員長 よろしいですか。

ほかに。堺委員。

○堺委員 あと、2問ほどあるので、最初は、公共施設再編計画について、一般質問の延長戦みたいな話になるんですけど、これから関係地区へ出向かれて説明に入られるわけですが、その際どういう資料を持っていかれるのか、具体的にお答えいただきたいと思

います。

○雨池委員長 構財政課長。

○構財政課長 堺委員の御質問にお答えいたします。

8月に実施いたしました市民説明会、そのときも概要版という形で資料をお配りさせていただきました。今回、地区のほうに説明するに当たりましては、まずもってこの再編計画って何ぞやという話になろうかと思えます。したがって、市民説明会でお配りした概要版を少しアレンジを加えまして、素案の中身を盛り込みながらまとめた資料をお配りし、その説明会資料とさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○雨池委員長 よろしいですか。

堺委員。

○堺委員 それで、僕は何遍も言っておくけど、否認されているような感じなんですが、関係地区へ行っても、関係地区の対象者というのか、会議にというのか、出てこられる人、それ、何とかもうちょっと若いというのか、時代を、この懸案になっておる将来世代、そういう人が出てくるような仕掛けをつくれなかと。そういうことで、出前講座もありますけれども、それよりももっと何か振興会、役員会を開いてもらって、そこへ若い者が出てくるようなぐらいのことを言って、もう一つは、資料として、地元の皆さん、よく知らないのは、自分のところの地区というのか、もうちょっと広げてもいいんですけれども、人口推移がどうなるのかよく知らないんです。そこを十分説明していただきたいなと思っております。

これは、子どもたちばかり言っておってはいけないですが、郷土愛を育むというのは、子どもたちもそうなんですけど、大人の人もやっぱりもうちょっと将来に対する郷土愛を持っていただくように何か工夫できないものかと思えます。

○雨池委員長 構財政課長。

○構財政課長 地区での説明会に当たりまして、若い人にも参画いただくようにということに関しましては、実は、先般、9月11日付で各自治振興会長さん宛てには素案とともに素案の方向性、あの一覧表を送付いたしまして、あわせて地区説明会の希望といたしますか、いつ行くのがよろしいかという形での文書を送付させていただきました。中にはもう既にお問い合わせもございまして、いろんな形で実施されるというふうにお聞きしております。したがって、地区役員であったり、どのような形で、私ども、多く

の方にお聞きしていただきたいわけですが、その辺は地区に委ねているというのが実情でございます。

あと、1点、人口推計を示すようにという御提言でございます。この人口減少時代、じゃ、自分の地区はどうなるかということも大変気にかかる分ではないかなというふうに思っておりますので、そのことにつきましては、当方のほうから説明させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 塚委員。

○塚委員 相手に依存するのは大変大事なんですけど、そこをちょっと、おせっかいかもわからんですけど、ちょっと踏み込んで、若い人にも出てきていただくように、そして人口統計というのは、私は将来の話、なかなか出せないという話ですから、現在までのものを持っていけば、過去で将来は見通せないという話はあるけれども、人口については大体見通せると思いますので、その辺を考えて対応していただきたいと思います。これ、要望にしておきます。

続いてよろしいですか。

○雨池委員長 はい。

○塚委員 あと1つ。会計年度任用職員制度の導入、これも一般会計の延長線上みたいな話になるんですけど、これ、何で今というような当局の疑問のようですが、幾つか調べてみたところ、横浜市ではこういうことを言っておられるんですね。宣誓書にはこういうことです。国民全体の奉仕者であると同時に、とりわけ横浜市民の奉仕者であることを認識し、法令、条例規則、及び規定を遵守し、誠実かつ公正に良心に従って職務を遂行することを固く誓いますと。このような文書になっております。それから、九州ですけど、筑紫野市あたりは、私は筑紫野市民全体の奉仕者として公務、それから、後のほうに行ってちょっと飛びますが、筑紫野市民の意思によって制定された条例とか、南さつま市あたりも名前を上げて、南さつま市民の奉仕者である旨を自覚しと、ここまで踏み込んでおります。

会計年度任用職員の条例を整備するということは、絶好のチャンスじゃないかと思うので、郷土愛をもって対応すればどうかと思っております。総務課長さん、お願いします。

○雨池委員長 堀池総務課長。

○堀池総務課長 堺委員の御質問にお答えを申し上げます。

一般質問にお答えした内容の繰り返しになるかもしれませんが、サービスの宣誓は、今おっしゃいましたとおり、地方公務員法に定めるサービスの根本基準の規定を受けまして、条例の定めるところで行うということになっております。本市の宣誓書につきましては、法施行時に国から示された条例案に基づき定めているものでございます。

御紹介いただきましたように、独自の文言を設定している自治体もあるということではございますが、全国的にもほとんどの自治体が本市と同一のものを使っている、あるいはそもそも住民の福祉の増進というものを法令で定められている自治体に勤務することにつきましては、すなわち御提言の趣旨に沿うものというふうに考えておりますことから、現状においては、あえて条例を改正する必要がないものというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○雨池委員長 よろしいですか。

では、最後に、嶋村委員。

○嶋村委員 それでは、高等学校等の奨学支援金制度についてお尋ねをしたいと思っております。

御存じのとおり、今年10月から消費税10%に上がることから、やはり子育て支援という観点から、高等学校の今まで公立中心だったわけではございますが、私立も拡大して全て支援していこうということではございます。

そこで、まず、かわりに高等学校の奨学支援金制度について、文部科学省は9月中旬に中学3年生の保護者に周知するというのを伺っているわけではございますが、まず、この周知の状況についてお尋ねいたします。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 嶋村委員の質問にお答えいたします。

8月末に文部科学省のほうから直接学校のほうに周知の案内が届いております。各学校のほうにおきましては、保護者の皆さんへ私立学校につきまして高等学校の就学支援金制度について御案内しているところでございます。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 そこで、公立学校、私立学校、あるわけではございますが、砺波地区以外は各

地区においては私学があるわけですが、砺波市には私立の高等学校はないわけ
でございます。そこで、教育委員会としてこの私学に進学する生徒数というのは把握し
ていらっしゃるのかどうか、それをまず、わかれば教えていただきたいと思いますが。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 昨年の結果については、現在手持ちがございませんのでお答えでき
ませんが、基本的にはいるという状況ではございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 公立学校に進学する生徒について中学校の校長さんにお聞きしましたら、他
の地区においては70%ぐらいかな、砺波地域においては72%から73%かなという
ような捉え方をしていたらいいと思います。そうしますと、3人弱に1人は私立学校へ行
くわけでございますので、それこそ生活的において厳しい状況下にあるかと思いま
すので、その辺の周知につきましては、やはり個別的にきちっと対応していただけるように、
教育委員会から各学校のほうに徹底をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○雨池委員長 森田教育総務課長。

○森田教育総務課長 基本的には県立学校でございますので、所管のほうは県教委のほう
が保管しておる事業になっております。県教委のほうでそれぞれの学校を通じて在学
生徒に対して周知をするという手続をとっていることと思います。

市教委といたしましては、こういった事業がありますという紹介がありましたら、そ
れを学校のほうから保護者へ流すという手続の協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 所管は当然県立学校、あるいは、また、私立学校等でありますので、私立学
校の場合には、当然、県の総務部になるかと思うわけでございますので、その辺もこれ
からは十分連携をとりながら、やはり砺波市民でございますので、やっぱり市民の子
弟が安心して就学できる体制づくりを横の連携をとりながら進めていただきます事柄を要
望しておきます。

以上であります。

○雨池委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○雨池委員長 ないようでありますので、以上で、市政一般における本委員会の所管事項

についての質疑を終了いたします。

市長を初め、当局の皆さん、大変御苦勞さまでした。委員の皆さんはしばらくお待ちください。

○雨池委員長 お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○雨池委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

(閉会中継続審査の申し出について)

○雨池委員長 次に、閉会中の継続審査についてをお諮りします。

本総務文教常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がありますので、会議規則第111条の規定により、申し出ることといたしたく、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○雨池委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

午前11時54分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会総務文教常任委員会

委員 長 雨 池 弘 之